

東北公益文科大学

総合研究論集

第 28 号

『早稲田大学モノグラフ117 菊池俊諦の児童保護・
児童福祉思想に関する研究 — 戦前・戦中・戦後
の軌跡と現代児童福祉法制への継承 — 』

竹原 幸太

2015年7月21日発行

著書紹介

竹原幸太『早稲田大学モノグラフ117 菊池俊諦の児童保護・児童福祉思想に関する研究－戦前・戦中・戦後の軌跡と現代児童福祉法制への継承－』

早稲田大学出版部、2015年3月7日発行（ISBN 978-4-657-15505-4）

竹原 幸太

はじめに

本書は2012年2月に早稲田大学大学院文学研究科より学位授与された博士論文『菊池俊諦の児童保護・児童福祉思想に関する研究－戦前・戦中・戦後の軌跡と現代児童福祉法制への継承－』（主査増山均、副査喜多明人、石原剛志）に若干の加筆・修正を加え、早稲田大学モノグラフシリーズのNo.117として早稲田大学出版部より上梓したものである（偶然にも学位授与の年は菊池俊諦没後40年の年でもあった）。出版に際しては、2014年度第2回早稲田大学学術研究書出版制度の助成を受けた。

拙著に対し、本学HP（2015.3.30 NEWS）でご紹介頂き、また、本学総合研究論集編集委員会（遠山茂樹委員長）より、この場で著書紹介の機会を与えて下さいましたことに先ず感謝申し上げます。

周知の通り、博士学位論文については、審査報告書と共に論文概要を機関リポジトリ等において公表することが義務付けられており、2012年度に提出した学位論文の内容については、早稲田大学リポジトリ（DSpace@Waseda University）で公表されている（学位論文5972）。

また、早稲田大学文学学術院教育学会からの依頼により、博士論文の概要と執筆過程については、拙稿「『菊池俊諦の児童保護・児童福祉思想に関する研究－戦前・戦中・戦後の軌跡と現代児童福祉法制への継承』の執筆過程と今後の課題」『早稲田教育学研究』4号（2013）で既に公表した。

そのため、本稿は上記の拙稿と一部重複せざるを得ない部分もあるが、以下では、2014年9月に早稲田大学学術研究書出版制度へ応募した際の申請書及び出版に際しての加筆・修正点を中心としてその内容を紹介することとする。

1. 本書の概要

1) 構成と内容

本書の構成は以下の通りであり、出版に際して、まえがき、あとがきを設け、新たに菊池俊諦の文献目録、児童保護関係者に向けた講義記録、児童保護関係の会議出席記録を一覧にした資料を巻末に収録し、読者への利便性を図るために索引を付した¹。

まえがき

序章 菊池俊諦の児童保護・児童福祉思想研究の意義

1章 非行児童処遇史における児童保護意識の発展と国立感化院武蔵野学院の位置

2章 菊池俊諦の児童保護思想の深化と「感化教育」・「教護」概念

3章 戦時厚生事業下における菊池俊諦の思想と抵抗－調和・統一思想を軸として

4章 戦後における菊池俊諦の社会活動と児童福祉思想の展開

終章 戦前児童保護事業から戦後児童福祉法制への継承－菊池俊諦の足跡と業績

資料 菊池俊諦略年譜・文献目録・講義記録・会議出席記録

参考文献一覧

あとがき

索引（人名索引・事項索引）

Abstract

本書では人物・人物史研究という研究方法に依拠しながら、日本最初の国立感化院（少年教護院）武蔵野学院の初代院長菊池俊諦（きくちしゅんたい、1875－1972）の業績を戦前・戦中・戦後の通史として辿り、菊池を通じて彼が生きた時代の教育・児童保護思潮を読みつつ、感化教育・少年教護を通じた菊池の児童保護思想がその時代においてどのような意義と役割を果たしたのか、

¹ その他、「菊池文庫」写真、参考文献一覧、Abstractを収録している。なお、Abstract作成に際しては、早稲田大学文化企画推進部出版企画委員会事務局を介してネイティブチェックを受けた後、本学の狩野晃一先生にもご協力頂いた事を重ねて感謝申し上げます。

さらに、今一度、現行の少年司法・児童福祉法制に即して眺めて見た場合、何が見え、何が言えるのかを検討することを目的とした（序章）。

研究の手順としては、菊池の著書、論文、原稿等の分析を通じて児童保護思想の形成背景及びその骨格を明らかにしながら、特に菊池の思想的基底にある調和・統一思想に着目し、全体主義の促進を目指した戦時厚生事業体制に対して慎重性を示した自由主義的社会事業理論の一つとして菊池の児童保護思想を仮説的に位置づけ、戦時下の立ち位置を検討した。

そこでは、菊池は国立少年教護院長でありながら、時局が求める児童保護事業の方向性に疑問を呈し、太平洋戦争突入期には武蔵野学院長、厚生省囑託を立て続けに辞職し、戦時体制に抵抗し、「児童の権利」を基軸とした児童保護思想を貫いたことを明らかにした（1-3章）。

さらに、戦前児童保護事業と戦後児童福祉事業との連続・継承性を検証する上で、菊池が戦後に故郷石川県羽咋郡安専寺において、住職として執筆した著書、原稿等の一次資料の検討を行い、菊池の戦前児童保護思想と戦後児童福祉思想との整合性について考察を加え、菊池の戦後の証言（昭和社会事業史の証言）を通じて児童福祉法制の起源及び戦前児童保護と戦後児童福祉の連続・継承性について検討した（4章）。

以上、本研究では菊池俊諦という児童保護実務家の人物史を辿りながら、戦前・戦中・戦後の教育・児童保護思潮を解説しつつ、「児童の権利」を基軸とした非行克服の原理・原則を歴史的に見出し、これは今日の少年法「改正」問題を考える前提となる基礎的視点（現代的課題を捉える縦軸）の確認となると結論付けた。併せて、本研究では人物・人物史研究を超えて、戦中は全体主義一辺倒となったとする教育史・社会事業史の通説を問い直し、戦中においてもなお、「児童の権利」論が説かれていたことを明らかにした（終章）。

2) 教育史・社会事業史研究から見た本書の意義

教育史・社会事業史研究から見た場合、本書は次の3つの点に意義が見出せるのではないかと考えている。

第一に、先行研究では本格的に検討されることがなかった菊池俊諦に関して、感化教育・少年教護領域での児童保護事業史において、菊池の業績の意義を適切に位置づけ、今後の菊池俊諦研究の出発点を開き、著書、遺稿等が保管され

る「菊池文庫」の所在場所の特定とその文献目録作成を行った点である。

第二に、非行や浮浪等の要保護児童問題を入口としながら、「児童の権利」や児童鑑別等の今日的議論が經由されて児童期理解が拡大していき、一般児童も含めた総合的な児童保護法制（児童福祉法）の下準備が戦後の児童福祉法審議以前に存在していたことを明らかにし、戦前児童保護と戦後児童福祉の連続・継承軸を探った点である。

第三に、近年の少年事件をめぐり、刑罰か教育・保護か、あるいは治療かという議論も、既に戦前においてなされ、それらの議論の到達点として児童期への配慮の共有と児童の個別性を捉える科学的処遇方法の整備がなされ、非行児童処遇の刑事司法化が回避されて現行の少年司法・児童福祉法制が形成されてきたことを歴史的に実証した点である。

以上、本書では菊池の業績分析を通じて菊池の眼鏡をかけ、上記3点を分析したつもりであるが、筆者の問題意識が混在している部分もあろうかと思う。この点は、読者からの批判を仰ぎたい。

2. 歴史から現在をいかに見るのか？

1) 人物・人物史研究を採った理由

近時の教育学・社会福祉学研究では、即座に現場で活用できる議論を求める傾向が強く、ともすれば観念的な歴史・思想史研究は「古く重たい」ものとして捉えられる傾向もある。

したがって、本書も現代とはかけ離れた「遠い昔」の話を掘り起こしているように見えるかもしれない。しかし、筆者は現代の青少年問題、より具体的には非行問題をめぐる支援の在り方を深く考察する上で、歴史を概観することとした。比喩的に表現すれば、現代的課題を捉える眼鏡の度数を上げることで現代的課題をより深く捉えることを目的としたが、歴史に目を向けたのには以下の理由もあった。

まず、修士論文では、21世紀の新たな少年司法の在り方かとも叫ばれていた修復的司法（Restorative justice）に注目し、「少年非行における修復的司法の可能性－分断的解決から関係回復的解決へ」（2005）を執筆したが、そもそも、

「新しい」とされる修復的司法の考え方は、本当に「新しい」のかを検証するには、少年刑事政策の史的展開過程を抑える必要性があることを痛感したことである。

次に、社会科学で科学的根拠（エビデンス）に基づく議論が台頭し始める中、科学的根拠に基づく刑事政策（evidence-based criminology）等も叫ばれ、関連学界では非行は増加、凶悪化、低年齢化は認められないとエビデンスに基づいて議論されたものの、世間ではその逆（＝体感治安の悪化）として認識され、厳罰化の掛け声の下に少年法「改正」が重ねられている状況を見て、世間一般に響く実証的研究とは何かを問い直したことである。

一般論として、被害者の「無念の声」と対比されて議論される加害少年への対応で厳罰が求められるのは自然である。

しかし、研究上は非行問題対応を考える前提として、少年法や児童福祉法が存在しない時代、先人がいかなる理由や思いから児童保護・少年保護制度を作り上げ、次世代に課題を託したかの理解が必要不可欠であると気づかされた。こうした理由から、一見、遠回りに見えるが、現代の非行問題に対する支援の在り方を考察するために、先人の足跡を追う作業を始めた。

その際、国連子どもの権利条約やリヤドガイドライン（少年非行の防止のための国連指針）等、現在、国際的にスタンダードとなっている子どもの権利保障の観点に立った非行克服の在り方をいち早く求めた国内の人物とは誰なのかに関心を持ち、菊池俊諦に注目するに至った。

2) 本書から見える現代的課題との向き合い方

本書執筆当時の2014年は子どもの権利条約が国連で採択されて25周年、日本で批准20周年の節目の年であったが、国内では非行問題においては子どもの権利保障よりも刑事責任を求める論調が強く、2014年4月には四度目の少年法「改正」がなされ、重大少年での非行事実認定において国選付添人と検察官との対審構造を拡大しつつ、重大事件での刑の上限の引き上げ等を行い、刑事司法的な対応が強化された²。

² この点は、拙稿「少年法「改正」に現れる子ども不信—子どもの成長発達を支える大人の姿勢を問い直す」日本子どもを守る会編『子ども白書2014』本の泉社、2014、同「子どもの成長発達権保障と少年法問題」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』日本評論社、25号、2014を参照されたい。

それにも関わらず、同年7月には、2000年少年法「改正」の議論の契機となった1997年神戸児童連続殺傷事件と類似する女子高生による同級生殺傷事件が長崎県佐世保市で生じた。さらに2015年に入ると、名古屋大学生による知人の殺害事件やYoutubeを活用して自らの犯行を公開する事件、川崎では少年3人が中学生を殺害する事件も生じた。

これらは厳罰化を主軸とする少年法「改正」では、重大事件の抑止とはならないことの証左であり、青少年問題をいかに考えるかが改めて問われている。また、広く社会を見た場合、戦後70年を迎える中で、国際情勢ではイスラム過激派による事件が生じ、憲法9条・集団的自衛権の問題も揺れ動いている。

こうした時代の中で、戦前・戦中に青少年問題に取り組み、晩年まで子どもの権利保障の観点に立った教育・児童福祉を求めた菊池俊諦の視点に学ぶことは、今なお少なくないと考えられる。

3) 本書の国際比較的視座

さらに、本書はグローバルな観点からの研究が奨励される近時の機運と照らし合わせても学ぶ点は少なくない。

先行研究の多くは、日本の子どもの権利研究は、1924年ジュネーブ「児童の権利」宣言、1959年国連「児童の権利」宣言、1989年国連子どもの権利条約の紹介に留まり、1951年に児童憲章を独自に制定したとはいえ、諸外国の動向の後追いとなっているように考えられてきた。

そうした中で、戦前日本でいち早くジュネーブ宣言等の「児童の権利」論の国際運動に学びつつ、それを日本の児童保護実践でいかに反映させるかに意識を払い、感化教育・少年教護実務を通じて「児童の権利」を基軸とした総合的児童保護事業を菊池が求めていた史実は注目される。

このような国際感覚を持って児童保護実務に取り組んでいた菊池の業績は、諸外国の子どもの権利研究においても示唆に富むものであり、「児童の権利」の国際的展開を学ぶ上で大きな役割があると考えられる。

おわりに

以上、本稿では拙著の内容を紹介しつつ、ともすれば「古い」とされる歴史研究が、いかなる意味で現代的課題とリンクしているかについて論じた。

最後に、筆者自身の自戒の念も込めて書けば、教育学や社会福祉学において、歴史や思想史研究が「役立たない古いもの」と認識されてきた一因には、研究者自身の発信の仕方があったようにも思われる。

「この問題を考えるのに、なぜ歴史や思想を取り上げるのか」、そして、「それを学ぶことで、当該問題を見る上でいかなる意味があるのか」。このような基本的な問いの説明を怠り、「難解に見える文字列」を作り上げていたのではないだろうか。

本書は本学の奨励研究「菊池俊諦の児童福祉思想に関する研究」（2009年4月－2011年3月）³、日本学術振興会科研費若手研究（B）の研究課題「菊池俊諦の児童保護事業職員養成における『児童の権利』擁護認識に関する研究」（2011年4月－2013年3月、課題番号23730538）、「戦後児童福祉実践における『児童の権利』思想に関する研究」（2013年4月－2016年3月予定、課題番号25780345）の助成から得た研究知見も反映している。

当然、どのような読者層を想定するのかで記述の仕方は異なり、本書は博士論文を基にした学術研究書という性質上、研究者が読むことを想定している。

しかし、菊池の業績を研究者のみならず、広く一般に伝えていくには課題も多く、早稲田大学学術研究書出版制度応募の際の査読コメントには法律用語の事実確認の指摘と共に、本書の内容のエッセンスを抽出して新書として出版することへの助言も頂いた。これはまた、指導教官である増山均先生が「研究書と一般書を同時に出す意識を持つように」と一貫して助言して下さったことにも通じている。

研究成果を広く発信する「研究の公共性」を担保しつつ、社会により「分かりやすい言葉」で研究成果を還元していく研究者の使命を肝に銘じ、今後も研

³ 2009年の赴任直後に研究活動推進委員会で同研究が採択されたのは大変ありがたく、その後の科研費研究につながった。「地方の若手研究者にも研究のチャンス」と考えて下さった黒田昌裕学長（当時）、表實副学長（当時）に改めて感謝申し上げます。

究に着手していきたい。

謝辞 本文中でも示したように、本書は現在採択中の科研費若手研究（B）（課題番号25780345）の助成を得た研究成果の一部も反映した。